雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ~令和3 年2 月 1 日から~

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」**1に基づいて「基本手当日額」**2を算定しています。 賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の 増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和3年2月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	13, 700	13, 690	6, 850	6,845 (-5)
30~44 歳	15, 210	15, 210	7, 605	7,605 (+0)
45~59 歳	16, 740	16, 740	8, 370	8,370 (+0)
60~64 歳	15, 970	15, 970	7, 186	7,186 (+0)

【例】

29 歳で賃金日額が 17,000 円の人は、<u>上限額(13,690円)が適用されますので、</u>令和3年2月1日 以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,845円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2, 574	2, 574	2, 059	2,059 (+0)

〇基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,059円になります。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)			
◆離職時の年齢が 29 歳以下 (※1)					
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円~4,023 円			
5,030 円以上 12,390 円以下	80% ~ 50%	4,024 円~6,195 円(※2)			
12,390 円超 13,690 円以下	50%	6,195 円 ~6,845 円			
13,690円(上限額)超	_	6,845円(上限額)			
◆離職時の年齢が 30~44 歳	◆離職時の年齢が 30~44 歳				
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円~4,023 円			
5,030 円以上 12,390 円以下	80% ~ 50%	4,024 円~6,195 円(※2)			
12,390 円超 15,210 円以下	50%	6,195 円~7,605 円			
15,210円(上限額)超	_	7,605円(上限額)			
◆離職時の年齢が 45~59 歳	◆離職時の年齢が 45~59 歳				
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円~4,023 円			
5,030 円以上 12,390 円以下	80%~50%	4,024 円~6,195 円(※2)			
12,390 円超 16,740 円以下	50%	6,195 円~8,370 円			
16,740円(上限額)超	_	8,370円(上限額)			
◆離職時の年齢が 60~64 歳					
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円~4,023 円			
5,030 円以上 11,140 円以下	80%~45%	4,024 円~5,013 円(※3)			
11,140 円超 15,970 円以下	45%	5,013 円~7,186 円			
15,970円(上限額)超		7,186 円(上限額)			

- ※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- $2 y=0.8w-0.3\{(w-5,030)/7,360\}w$
- ※3 y=0.8w-0.35{(w-5,030)/6,110}w,y= 0.05w+4,456 のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算 定における上限額については、下表の通りになります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	6, 195	6, 195 (+0)
60~64 歳	5, 013	5, 013 (+0)

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1, 858	1,858 (+0)
60~64 歳	1, 503	1,503 (+0)